

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)	
地域名 (地域内農業集落名)	芹ヶ沢地区 (芹ヶ沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心であるが、小さい集落で担い手も少なく、また、農地は基盤整備ができていないことから、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水の便が良いほ場は何とかできるが、地域内の多数は水の便が悪く、耕作者が大変苦慮しているため、行政での水源の確保をお願いしたい。水源確保ができれば将来の耕作者も現状の耕作に展望が持てる。
また、当地域は中山間地域のため畦畔が大きく草刈りに係る労力が非常に大きい。担い手の確保を含め、人材確保も重要だが、機械化による省力化も同時並行で行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ない中、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地集積をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、新規で農地を貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内で計画はないが、負担金ゼロの基盤整備ができるのであれば、取り組むことも考えていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多い。他地域からの就農希望確保を目指すなど、新たな担い手確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病虫害防除作業をJAに委託するなどを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--